

大井町公共下水道台帳閲覧等事務取扱要綱

令和6年3月27日管理者決裁（制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、下水道法第23条第3項の規定に基づく大井町公共下水道台帳図（以下、「下水道台帳図」という。）並びに排水設備台帳の閲覧及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第2条 この要綱に基づき閲覧等の対象とする資料（以下「対象資料」という。）は、次の表に掲げるものとする。

閲覧等の区分	対象資料
閲覧	・ 下水道台帳図 ・ 排水設備台帳 ^{※1}
写しの交付	・ 下水道台帳図 ・ 排水設備台帳 ^{※1}

※1 閲覧等を行うことができる者は、その施設の所有者またはその所有者から委任されたことが分かる証書を持参した者であること。

（閲覧等の方法）

第3条 閲覧等の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧等の区分	対象資料
閲覧	・ 生活環境課に備付けの製本された下水台帳図にて行う ^{※2} 。 ・ 排水設備台帳については、台帳システムから対象地をモニターに表示したもの、または生活環境課で保管する台帳にて行う。
写しの交付	・ 下水道台帳図については、台帳システムから対象地の入った図面を所定の用紙 ^{※3} に印刷する。 ・ 排水設備台帳については、台帳システムから対象地をモニターに表示したもの、または生活環境課で保管する台帳を所定の用紙に印刷する。

※2 閲覧時において、対象資料をカメラ等による撮影は可とする。

※3 所定の用紙とはA4またはA3とし、1件1枚とする。なお、1枚に収まらない場合は複数枚であっても1件として扱う。

（閲覧等の場所）

第4条 閲覧等は、生活環境課において行う。

(閲覧等の受付)

第5条 閲覧等の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、次に掲げる日は受付を行わない。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(閲覧等の費用)

第6条 閲覧等の費用(以下「手数料」という。)は、次の表に掲げるとおりとする。

閲覧等の区分	手数料
閲覧	無料
写しの交付	1件当たり300円

(同意事項)

第8条 閲覧等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項について同意したうえで、当該請求をするものとする。

- (1) 閲覧等の内容と現地の状況が異なる場合があること。
- (2) 対象資料の写しは、証明書としての効力を一切有しないこと。
- (3) 手数料の支払後に交付を受けた写しの差替え、及び手数料の返還等はできないこと。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。